

公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年12月6日

地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立こころの医療センター駒ヶ根院長 樋掛忠彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立こころの医療センター駒ヶ根給食業務委託

(2) 役務の特質

患者給食の調理業務

(3) 履行期限

平成24年4月1日～平成29年3月31日まで

(5) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立こころの医療センター駒ヶ根

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項の規定により競争入札に参加させることができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号に規定する競争入札に参加させないことができることとされた者でないこと。

(4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(5) 過去に130床以上の病院において給食業務契約を誠実に履行した者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10の各号に掲げる基準に適用している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

駒ヶ根市下平2901

長野県立こころの医療センター駒ヶ根 事務部

電話 0265 (83) 3181 内線 123

4 入札に係る現場説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 23 年 12 月 13 日 (火) 午後 12 時 30 分から
- (2) 場所 長野県立こころの医療センター駒ヶ根 大会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 23 年 12 月 26 日 (月) 午前 10 時
 - イ 場所 長野県立こころの医療センター駒ヶ根 大会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受付けません。
 - (4) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成 23 年 12 月 16 日 (金) 午後 5 時まで上記 3 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な説明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 8 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
会計規程第 45 条に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、会計規程第 45 条第 2 項に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 31 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
事務規程第 11 条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- #### 6 その他
- (1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。
 - (2) 詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書（案）によります。